## 会議録

会議の名称	西東京市自転車等駐車対策協議会
開催日時	平成19年3月28日 午前10時00分から午前11時15分まで
開催場所	イングビル3階第3会議室
出席者	【委員】清水委員、南 委員、田中委員、石原委員、鈴井委員、利根委員、矢田崎委員、金原委員、嶋田委員、野中委員、藤貫委員、西谷委員、富谷委員(代理:竹井)、岩浅委員(代理:長谷川)、堀切委員(代理:梶原) (欠席:五藤委員) 【西東京市】坂口市長、大平交通計画課長、児山係長、田中主査
議題	1委嘱状交付 2正・副会長の選出について 3会議の運営方法について 4保谷駅南口の放置禁止区域指定について 5その他
会議資料の 名 称	資料1 西東京市自転車等駐車対策協議会委員名簿 資料2 西東京市自転車等放置防止に関する条例 資料3 西東京市自転車等駐車対策協議会規則 資料4 西東京市自転車等駐車対策協議会傍聴要領 資料5 西東京市自転車駐車場設置の現状と放置自転車対策
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

## 会議内容

発言者名:発言内容

事務局:開会の挨拶、会議資料等の確認

市長:委嘱状の交付、挨拶

日ごろ皆様方には市政万般にわたり大変お世話になっている。西東京市も合併して7年目を迎えているが、当初18万人だった人口が今は19万2千人と膨れ上がり、色々な都市基盤の整備の問題、また安全対策が望まれている。その中での西東京市自転車等駐車対策協議会になる。只今委嘱状をお渡ししたが、19万2千の市民に代わりお礼を申し上げる。この会議の目的は放置自転車等のない安全で安心して暮らせる西東京市を実現することである。西東京市自転車等の放置防止に関する条例第17条に規定する西東京市自転車等駐車対策協議会を設置して放置禁止区域の指定について皆様からご意見をお聞きしながら議論を進めていただきたい。今3月議会が行われているわけだが自転車問題は、多くの議員さんに取り上げられている。場所の問題、収容できる台数、内容の問題または、その使用料、料金の問題、等々である。または管理のあり方を含め、放置対策

に取り組んで行く。大変多くの方が取り上げられている。それだけ私たちの生活に欠く ことのできない移動手段として自転車というものが使われている。自転車は日常生活を 営む上で手軽で便利な、しかも地球環境にやさしい乗り物であることはご承知のとおり である。ただ、その反面、ルールやマナーを守らない利用は時には自転車が危険な道具 となることもある。それは、横断歩道または、歩道を歩いていても後ろから急に自転車 が来る。または無灯火の自転車が数多く走っているなど、日常的に私も皆様方も感じて いることである。また、駅前周辺等に放置される自転車等は歩行者の通行障害を引き起 こし、災害時の救援活動の阻害要因になるなど大きな社会問題となっている。また、ル ールを無視した自転車等の利用は多くの交通事故にもつながる。市民が安心して生活で きるまちを実現することは大変重要なことである。近年の都民調査でも大体防犯と、防 災、安全安心に係ることが一番多くの都民が望んでいるという結果がでている。60%近 くの方が注視している項目である。市民が、また都民が安心して生活できるまちを実現 するため西東京市の自転車対策を皆様方関係機関と連携して展開していきたいと考えて いるのでよろしくお願い申し上げる。今日は田無警察署、それから西東京消防署、北多 摩南部建設事務所、交通安全協会、自転車整備センター、シルバー人材センター、鉄 道、バス各社、それから商店会、さらには商工会、自治会の代表の皆様方、この対策協 議会だけでなく市政のいろいろな分野でお世話になっている。是非皆様方の力添えいた だき、西東京市が安全で安心して生活が出来るそんなまちにしていただければ幸いであ る。簡単であるが、開催にあたり日ごろのお礼とお願いの言葉に代えさせていただきた 61

(市長退席)

事務局:事務局紹介

事務局:会長の選出、清水委員の会長決定。

清水委員(会長):挨拶、副会長の選出、決定(金原委員)

(各委員の挨拶)

会長:それでは、会議次第に従い、協議会の会議の運営方法について諮りたいと思う。まずはじめに協議会の公開について、事務局から説明を求める。

事務局:会議の公開は、市民の意向を反映させていく仕組みとして会議の公開や会議の傍聴など、具体的な市民参加の手法を定めた「西東京市民参加条例」というものが平成14年10月に制定されている。この条例の中(第8条)で今回の協議会などの附属機関について会議の公開の原則が定められている。この条例(第8条第1項)の規定では、「実施機関は、附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りではない。」と規定されている。この放置禁止区域の指定についても、会議の運営に支障の生じない範囲において、原則的に会議公開の方針でお願いしたい。

会長:今事務局の説明があったが、この会議はあくまで公開が原則となっている。こ

れについて何かあるか。

事務局の説明のとおり、「西東京市市民参加条例」に附属機関等の会議の公開に関する 規定がある。この規定により、不開示情報を審議する場合と当委員会において円滑な会 議に支障があるとして非公開と決議する場合以外は、原則公開ということでよいか。 (異議なし)

次に傍聴要領について、事務局から説明を求める。

事務局:資料4の「西東京市自転車等駐車対策協議会傍聴要領」を参照願う。まず、傍聴人の定員については、第2で「会場の広さ等を勘案して会長が定める」事としているほか、第3以降では、傍聴の手続き、傍聴席に入ることが出来ない者、傍聴の際に守るべき事項、職員の指示等について定めてある。また第8では、委員会を公開しない決定があった場合には、傍聴人には退場してもらうことを規定している。なお、今後の会議の開催については、事前に市報やホームページにより、会議の日程をお知らせしていく。本日の委員会については、会場の確保に時間を要した為、23日付ホームページのみで、市報には掲載していない。

会長:事務局の説明に何かあるか。会議が公開だから傍聴させないというわけにはいかない。ただ、会場の都合により傍聴人がたくさんこられても会議が円滑に出来ないおそれがあるので、その都度傍聴人の人数を会場の関係で制限するようにしている。では、傍聴の手続きについては現行傍聴要領の定めるところにより実施することで、異議ないか。では次に会議録について、事務局から説明を求める。

事務局:会議録については、先程会議の公開について説明した際に基本となった「西東京市市民参加条例」の中の(第9条)で会議録の作成と作成した会議録を公開することが定められている。また、会議録の作成方法については、西東京市市民参加条例施行規則(第4条)に基本方針が出ている。この中で、会議録の作成として(1)全文記録、(2)発言者の発言内容ごとの要点記録、(3)会議内容の要点記録があり、この3つの作成方法から会議内容等に応じて適切な方法を選択することとなっている。(1)として全文記録は文字どおり、会話のまま全文を記録するものである。(2)として発言者の発言内容ごとの要点記録は、それぞれの発言者ごとの要点記録、(3)として会議内容の要点記録は発言者ごとの記録作成ではなく、会議全体の結論、決定事項を要約記録したもので個人名はでない。また会議録については、会議録作成後、委員に提示し、確認・承認いただき、公式な会議録とし、公開していくことを考えている。参考までに西東京市の会議録の一般的なものは、(2)の発言者の発言内容ごとの要点記録となっている。発言者の委員名については、「会長」や「委員」としているもの、「A委員とか及ら表表で、「会長」としているものなどがあり、それぞれ各審議会・委員会で内容を決めている。事務局から説明は以上である。

会長:只今の事務局の説明に何かあるか。では、会議録の作成と公開については、「西東京市市民参加条例」と「西東京市市民参加条例施行規則」に定められているので、基本的に良い。施行規則によれば、会議録の作成方法について適切な方法を選択するということになっている。事務局からの説明によれば、他の審議会などで採用されている「発言者の内容ごとの要点記録」による作成方法が適当ではないかということであるが、この作成方法により会議録を作成することでよろしいか。

## (異議なし。)

では、資料5の西東京市自転車駐車場設置の現状と放置自転車対策について事務局から 説明を求める。

事務局:資料5について、1番目、自転車利用等、保谷駅南口には2箇所の駐輪場があ る。1箇所は収容可能台数180台、2箇所目が195台の収容となっている。この駐輪場は第 1の方が昨年の12月26日に供用開始で、一時預かりのみ。第2の方は定期利用者の利用で これは1月1日に供用開始。保谷駅南口には練馬区立南大泉自転車駐車場もある。西東京 市と行政境の練馬区側に練馬区の駐輪場、2,496台収容の所がある。これは練馬区と協 議をして、西東京市の利用者も利用している。次に、自転車駐車場の設置状況につい て、5箇所無料駐輪場があるが、市で管理している。ひばりが丘、保谷、田無、柳沢、 東伏見駅周辺に有料自転車駐車場が全部で21箇所ある。これは、財団法人の自転車駐車 場整備センターに管理運営をお願いしてある。後はこの表に面積と収容可能台数、収容 台数、を掲載してある。田無の部分で北口が全て北口1となっているがこれは1と2と3と なる。訂正をお願いしたい。以上駐輪場の有料の施設の状況である。自転車保管場所、 西東京市内にはひばりが丘北、南町、東伏見の3箇所の保管所がある。これは常時駅周 辺の自転車を撤去したものを保管所に移送して、ここで返還業務を行う。面積と収容台 数は右側の方に書いてある。それから放置自転車対策の状況であるが、17年度実績と18 年度見込みとして載せてある。これは撤去台数で自転車が10,495台、原付が180台で合 計台数が10,675台である。このうち返還台数が自転車が6,055台、バイクが154台、計で 6,209台である。返還率はおのおの57.70%、85.60%、58.20%となっていて、バイクは 高価のため引き取り手があるが、自転車の方は返還率が約半分となっている。自転車、 バイク等の保管手数料は、バイクが3,000円、自転車は2,000円となっている。あと18年 度の見込みとして撤去自転車が10,499台、バイクが121台、10,620台である。返還台数 は6,123台、バイクが115台、計6,238台、返還率は自転車は17年度実績より若干上向い ている。放置自転車等の処分台数は、17年度は廃棄処分という形であるが、自転車が 2,601台、原付が45台、再生リサイクル、これは自転車商組合といい、市内の(全体の 自転車店ではないが)自転車店に毎月自転車を引き取って頂き、修理しリサイクルとし て市民の方に販売するという方式である。最後に海外供与とし、毎月約100台ずつ引き 取っていただき、これを海外の方に持っていくという、場所的にはミャンマー等へ搬出 している。次に自転車対策関係費用であるが、ここで投資的経費は駐輪場設置費などを いう。消費的経費は自転車駐車場等の維持管理費、放置自転車等の整理・撤去・移送・ 保管・返還等の関係の予算、放置自転車等の処分経費、それから自転車についての事務 費、その他の支出ということになっている。これは、一応17年度決算と18年度決算見込 みである。これで現状と説明は終了させていただく。

会長:自転車の場合は50%台しか取りに来ない。収入は1,200万円ほどで実際にかかっている費用の方が多いので節約していかなければならないと思う。資料5の説明について何か意見等はあるか。

矢田崎委員:消費的経費の17年度の決算額と18年度の見込みと、かなり差があると思うが。

事務局:数字に誤りがあるので訂正させていただき、後で連絡したい。

会長:他に何か質問等あるか。なければ次の次第、保谷駅南口放置自転車禁止区域指 定の概要について事務局から説明を求める。

事務局:資料2西東京市には「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」で、この 条例によると、自転車放置による交通安全上の防止を図るために交通安全や防災活動の 確保等並びに自転車等駐車対策の推進を図り市民の良好な生活環境の保持に資すること を目的とするといった条例である。現在西東京市において放置禁止区域が引けてないと ころが保谷駅南口、西武柳沢駅南口で2箇所である。それで、今回再開発事業の進捗状 況に伴い保谷駅の南口に関しては通行の安全、自転車がかなり放置されていて身動きで きないという状況があった。そのため、練馬区と連携をとりながら利用者には練馬の方 の駐輪場を利用してもらう。同時に保谷駅南口、練馬区はお隣なので合わせて放置禁止 区域を指定することについて協議を行なってきた。私どもは放置禁止区域を引くにして も以前無料の駐輪場があり、ここが閉鎖された。市としても新しい駐輪場を造り、放置 禁止区域を指定していきたいと考え、民間の地主との交渉の中で土地を借りることがで き、整備センターさんとの協定に基づいて自転車駐車場を整備することになり平成18年 の末に開設した。今現状が準放置禁止区域で、今は放置禁止区域ではないので、放置禁 止区域外の公共の場所に自転車が放置されているときは、第11条(放置禁止区域内)に 準じた措置を講じた上、当該自転車を移送し撤去することが出来る。第12条として市長 は急激に自転車等の放置が著しくなり円滑な通行又は防災活動の確保に支障を及ぼすこ とが明白で、かつ、放置禁止区域の指定をするいとまがないときは、放置自転車等を直 ちに移送し、撤去することが出来る。こういったことで、放置自転車の対応をしてい る。駅周辺の広場や歩道は多くの歩行者が通行する場所であってまたバス停、商店会等 多くの人々が集まってくる施設が多数存在する。ここの歩行者空間の確保のため、放置 自転車の排除が必要となり、放置禁止区域の指定が必要になる。放置禁止区域の範囲等 としては、駅を中心に半径何メートル以内とする面的規制、そして2番目に路線ごとの 規制とする線的規制があり、それぞれ実情に照らし合わせて決めている。西東京市にお いては面的規制で放置禁止区域としている。放置禁止区域は保谷駅を中心に概ね半径 350メートルを設定した。

会長: 只今の事務局の説明ついて何かご質疑等あるか。

矢田崎委員:保谷駅の南口はこのところ厳しく撤去もしているので放置自転車は無くなり、その後、西東京市の方はシルバー人材センターの方が整理しているが、西東京市と練馬区でうまく連携して行なっていて、練馬区の方も放置自転車が減った。歩行者も安心して通行できると思う。

会長:資料の中で放置禁止区域を指定するとことで、完全に撤去されることになる。 それに対しての意見等は何かあるか。

矢田崎委員:放置してある自転車は、最初乱雑に置いてあってシルバーさんが整理を しても放置があったので、困ってしまったという話もあったが、このところ厳しくやっ たせいか放置自転車は半分ぐらいに減った。

会長:この指定については意見等はあるか。

嶋田委員:分からない点がある。先ほどの資料5の駐輪場設置の現状というところの3点が資料6のどの辺になるのか。

事務局:保谷駅南口第1自転車駐車場というのが、かえで通りの再開発事務所の前である。昔無料の駐輪場が第1で、ここが一時利用のみである。保谷駅南口第2自転車駐車場は都道233号線の西武バスさんのバスの折り返しの所の前である。ここは定期利用ということである。こちら2箇所である。

ゲートボール場が市区境にあり、その東に南大泉の駐輪場(練馬区)がある。

会長:駐輪禁止区域内にあるということなのでよくご覧いただきたい。

長谷川代理:南大泉のところは西東京市の分ということか。

事務局:3番目の練馬区立南大泉自転車駐車場というのは練馬区の施設で3階建てである。保谷駅北口にはあらやしきの駐輪場があり西東京市の方でも練馬区分も収容しているが、南口の方は練馬区と合わせて保谷駅の南という点で書いてある。担当の方から簡単に説明させる。

事務局:今の練馬区の駐輪場であるが、一般的に一時利用・定期利用も市外の方でも利用可能であるが、協定を結んでということは、例えば生活保護など、定期利用で2,000円という金額のうち何割か安くしたり、無料にしたり、そういうものを練馬区と西東京市で内容を協議して、練馬区民でも、西東京市民でも利用は出来る。協定を結んで、学生さんなど利用助成の関係で、安く利用でき、そういう意味で協定等結んでいる。

会長:料金関係等も完全に提携も出来てるというわけである。ありがたい。

南委員:教えて頂きたいが、練馬区も放置禁止区域がかかっていると思うが、大泉の 駐輪場からどのくらいの距離でかかっているのか分かったら教えてもらいたい。

事務局:放置禁止区域の距離については、手元に資料がないので不明であるが、これは各市・区で範囲を決めていて練馬の方は禁止区域ではなかったが、延長して10月16日に禁止区域にしたようである。西東京市も禁止区域ではなく、市長が特に危険だというところと認めるということで10月1日から撤去活動を行なった。練馬も同様に行った結果、放置自転車が少なくなったという現状がある。禁止区域を指定していきたい。

事務局:練馬区は線の規制だと思う。つまり道路でかけていて、西東京市は面でかけている。そういう違いがある。

会長:他に何かあるか。

事務局:この資料では撤去の数が約10,000台、そのうち返還台数が6,000台で取りに来る方が57%となっていて保管手数料で市に入ってくる手数料が約1千万円ぐらいである。

石原委員:取りに来なくて残ってしまったものについては、手数料は取れないという ことか。

事務局:それで、次のページの処分についてであるが、撤去し、告示をして返還の通知をだし、引取りに来ない場合、自転車商組合でリサイクルし、それでも残ったものは整備センターさんの方で海外へ搬出し最終的に処分するといった流れである。

会長:おわかり頂けたか。ほかに何かあるか。

金原委員:資料5の自転車駐車場設置の状況で、例えば柳沢であると60%とか43%とかの利用率になっているが、これだけしか利用されていないのか。

事務局:駐輪場によって利用率が多い・少ないとまばらである。

金原委員:これは毎月管理されている台数か。

事務局:最終的なものである。

金原委員:それと、西武さんに聞きたいが、西武鉄道の所有地内に自転車を置いてる 方がいらっしゃるがあの辺は西武さんがどう処置されているのか。

石原委員:基本的に鉄道業者が所有地内の撤去をすることはできない。鉄道は、自転車が廃棄していると判断できない限り、自ら私的所有物に触れることができないので、他の市では、放置自転車がある場合、市の方にお願いをし、公共用地の箇所と同時に一斉撤去を実施している。

会長:指導の問題が一番難しい。

石原委員:自転車を動かすことができないので、看板で警告している。

石原委員:西東京市さんでも撤去出来ないか。

事務局:市は私有地についてはどうにも出来ないので、基本的に公の施設等が対象になる。

会長:何かあるか。それでは、禁止区域の指定の了解を頂いたのでこの辺で協議会を 終了させていただきたい。事務局から何かあるか。 事務局:資料2の条例第9条を読み上げると、「市長は、放置された自転車等が大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれがある公共の場所等について、円滑な通行及び防災活動を確保し、かつ、美観を保持するため必要があると認めるときは、あらかじめ西東京市自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、これが本日意見を聞いたところである。放置禁止区域を指定することができる。市長は前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。」本日委員の皆様にこの区域等について意見等を頂いた。これについて市長のほうに報告する。今後のスケジュールは、市民の皆様にお知らせするとともに、予算的には19年度予算となるがこの区域に標識等設置して告示をする。この協議会は3年の任期である。本日の議題は、まず、この保谷駅の南口を放置禁止区域に指定する。今日承認を得たので、会議を終了とさせていただき、また新たに問題等が生じた場合は3年の任期の間でまたお知恵をお貸しいただきたい。先ほど、数字的にまだ不確かな部分があった。これについては後日会議録とともにお知らせしたいと考えている。

会長:大変長い時間にわたり会議に協力いただきお礼申し上げる。また指定区域等の要請があった場合にはよろしくお願いしたい。